

## 八戸地域広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理施設整備方針検討委員会条例

## (設置)

第 1 条 当組合が処分を行う一般廃棄物の処理施設の適正な整備に資するため、八戸地域広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理施設整備方針検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (職務)

第 2 条 委員会は、管理者の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び検討をし、その結果を答申する。

- (1) 一般廃棄物処理施設整備基本構想に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理施設整備適地調査に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理施設整備基本計画に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

## (組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

## (委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体から推薦された者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他管理者が必要と認める者

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

## (委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、管理者が定める。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 八戸地域広域市町村圏事務組合の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年八戸地域広域市町村圏事務組合条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「行政不服審査会委員」を

「行政不服審査会委員

に改める。

一般廃棄物処理施設整備方針検討委員会委員」

## 八戸地域広域市町村圏事務組合規則第8号

### 八戸地域広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理施設整備方針検討委員会規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、八戸地域広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理施設整備方針検討委員会条例（令和4年八戸地域広域市町村圏事務組合条例第4号）第6条の規定に基づき、八戸地域広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理施設整備方針検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

#### (会議)

第2条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき委員会の委員長の職務は、管理者が行う。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の議決を経たときは、非公開とすることができる。

#### (資料の提出の要求等)

第3条 委員会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

#### (秘密の保持)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

#### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、八戸清掃工場において処理する。

#### (委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。